

## 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成28年2月23日  
独立行政法人日本芸術文化振興会

### 1. 目的

この基本方針は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき行う全ての事務において、特定個人情報等（個人番号及び個人番号を含む個人情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するために講ずるべき安全管理措置等について、基本的な方針を定めることを目的とする。

### 2. 法令等の遵守

番号法は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。）の特例を定める法律として、特定個人情報等につき、より厳格な保護措置を定めている。このことに十分留意し、振興会は次の各号に掲げる法令等を遵守するとともに、必要な規程等を整備し、特定個人情報等を適切に取り扱う。

- (1) 番号法及び同法施行令等
- (2) 個人情報保護法及び同法施行令等
- (3) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）
- (4) 独立行政法人の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日付け総管情第85号総務省行政管理局長通知）

### 3. 安全管理措置

振興会は、特定個人情報等を取り扱う事務を、法令に定められた範囲及びあらかじめ個人番号提供者本人に通知した範囲に限定するとともに、特定個人情報等の目的外利用、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全管理のために、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 特定個人情報を取り扱う担当者の限定及び責任者の明確化
- (2) 特定個人情報等の取得、保管及び提供に係る事務取扱手順の整備
- (3) 作業室への立入制限、アクセス制限等の不正利用防止体制の整備
- (4) 不要となった特定個人情報等の速やかな廃棄
- (5) その他、特定個人情報等の安全管理に必要な措置

### 4. 業務委託

振興会は、特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、振興会における安全管理措置と同等の措置が委託先（再委託先を含む。）においても講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

#### 5. 継続的改善

振興会は、特定個人情報等を適切に管理するため、安全管理にかかる規程等を継続的に見直し、その改善に努める。

#### 6. 問合せ先

この基本方針に関する問合せ先（開示請求・苦情相談等を含む。）は次のとおりとする。

総務企画部総務課総務係

電話 03-3265-6030（平日 9:30～18:15）